



**再生可能エネルギー発電事業者と電力会社の売電契約の完成に向けて
～再生エネルギー特別措置法に適合可能な特定契約書その他の再エネ関連契約書の雛形を公開～**

執筆者：坂井 豊（シニアパートナー）

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ法」）が平成24年7月1日に完全施行されましたが、再エネ法による再生可能エネルギー電気の固定買取制度の利用が進んでいるようです。7月1日の開始から1ヶ月間に事業者が電力会社に申し込んだ買取件数は3万3695件、総出力は56万キロワットで、政府の今年度の目標値である250万キロワットの約2割に達しているとのこと（日本経済新聞平成24年8月18日（土）朝刊1面）。当職は、特定契約・接続契約書案を2012年7月9日付ニューズレターで発表いたしましたところ、皆様方から多数の貴重なご意見・ご感想を頂戴致しました。また、その後、各電力会社からも電力購入に係る契約要綱がHP上で公表されております。

当職は、これらのご意見や各電力会社との契約要綱の規定内容を踏まえ、既に公開済みの[特定契約・接続契約書案](#)をベースに、新しく「[電気受給及び接続契約書](#)」（特定契約書と接続契約書を一本化しました）の契約書案（以下、「特定契約・接続契約書案」に本電気受給及び接続契約書案を含むものとします。）を作成しましたので、ここに公開させていただきます。また、再生可能エネルギー事業に投資する金融機関等にとって重要と思われる認定電機設備に係る「[動産譲渡担保権設定契約書](#)」及び「[債権譲渡担保権設定契約書](#)」の契約書案も合わせて公開致しますので（従来の「特定契約・接続契約書案」と今回公開する契約書案を合わせて、「再エネ関連契約書案」といいます。）、これまで同様、皆様方からのご意見・ご感想をお待ち申し上げます。なお、従来通り、弊事務所サイト上に掲載された再エネ関連契約書案は、いずれもご自由にご利用いただくことが可能です。また、弊事務所サイト上で公開された再エネ関連契約書案以外で、ご必要な契約書がございましたら、雛形、個別契約を問わず、可能な限り準備させて頂きまますので、お気軽に当職までご連絡頂ければ幸甚です。

注意事項：

1) 特定契約・接続契約書案は、再エネ法及び同法省令、並びに経済産業省資源エネルギー庁案を念頭に作成された契約書案です。今後、法令等の改正により、制度内容の変更等がありました

ら逐次改訂する予定です。

2) 特定契約書・接続契約案は、各電力会社と合意したものではありません。弊事務所は、本特定契約・接続契約書案が標準的な契約書雛形として用いられることを望んでおりますが、実際の特定契約・接続契約の締結に当たっては、交渉によって、本特定契約書案を契約書として用いるか決定し、電力会社と合意する必要があります。

3) 特定契約・接続契約書案は、10kW 未満の太陽光発電の余剰買取制度に修正なく利用することはできません。

4) 特定契約・接続契約書案は、一般電力事業者と特定供給者の電力の受給を前提に作成されております。特定規模電気事業者（PPS 又は新電力）との契約に修正なく利用することは想定しておりません。

5) 再エネ関連契約書案を利用することにより、利用者に何らかの損害が発生した場合でも、弊事務所は一切責任を負いません。

以上

本書は法的助言を目的とするものではなく、法的意見を構成するものではありません。
個別のお問合せ等ございましたら、下記執筆者までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

<執筆者>

[坂井 豊 \(シニアパートナー\)](#)

E-Mail: yutaka.sakai@aplaw.jp

Tel: 03-5501-1055 (直通)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル

URL: <http://www.aplaw.jp/>